

○東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例

平成25年12月27日

条例第36号

改正 平成29年2月28日条例第13号

平成29年12月26日条例第56号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 土砂埋立行為（第3条—第35条）

第3章 土砂搬入禁止区域（第36条—第38条）

第4章 雑則（第39条—第41条）

第5章 罰則（第42条—第47条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小規模な土砂の埋立てについて必要な規制を行うことにより、土砂の適正な処理を推進し、もって災害の防止及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂 土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積の用に供する土、砂、破砕石又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項に定める基準に適合しない土壤その他の規則で定めるもの以外のものをいう。
- (2) 土砂埋立行為 土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料である土砂の堆積を除く。）をいう。
- (3) 土砂埋立区域 土砂埋立行為の用に供する土地の区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂埋立行為が行われる土地の区域を含む。）をいい、進入路敷地、排水施設敷地その他の土砂埋立行為に関連する土地の区域を含む。

第2章 土砂埋立行為

（土砂埋立行為の許可）

第3条 土砂埋立区域（土砂埋立行為が一团の土地の区域において行われる場合は、当該一

団の土地の区域。第1号において同じ。)の面積が2,000平方メートル未満の土砂埋立行為を行おうとする者は、土砂埋立区域ごとに市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂埋立行為については、この限りでない。

- (1) 土砂埋立区域の面積が500平方メートル未満の土砂埋立行為
- (2) 土地の造成その他事業の区域において行う土砂埋立行為で当該事業の区域において採取された土砂のみによるもの
- (3) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る土砂埋立行為のうち土砂の流出、崩落等の発生のおそれがないものとして規則で定めるもの
- (4) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区若しくは同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域又は漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港の区域（水域を除く。）において行う土砂埋立行為
- (5) 採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による採取計画の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみによる土砂埋立行為
- (6) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂埋立行為
- (7) 法令等の規定による許可、認可その他これらに相当する行為で規則で定めるものを受けて行う土砂埋立行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂埋立行為
(一部改正〔平成29年条例56号〕)

(事前協議)

第4条 前条の許可に係る申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為の計画の内容について、市長に協議しなければならない。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(土地所有者等の同意)

第5条 第3条の許可に係る申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る土砂埋立区域内の土地の所有者に対し、当該申請が第7条第1項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、第3条の許可に係る申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る土砂埋立区域内の土地につき、当該土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者（同項に規定する土地の所有者を除く。以下同じ。）に

対し、当該土砂埋立行為の概要を説明し、その同意を得なければならない。

- 3 第1項に規定する土地の所有者は、同項の同意をしようとするときは、当該同意に係る土砂埋立行為が一時堆積行為（他の土地の区域への搬出を目的として一時的に行う土砂埋立行為をいう。以下同じ。）である場合以外の場合にあつては当該土砂埋立行為が完了した後の土地利用計画を踏まえて第7条第1項各号に掲げる事項を、当該土砂埋立行為が一時堆積行為である場合にあつては同条第2項各号に掲げる事項を、それぞれ確認しなければならない。

（追加〔平成29年条例56号〕）

（関係者への周知）

第6条 第3条の許可に係る申請をしようとする者は、第4条の規定による協議を行った日の翌日から当該許可の申請をする日の前日までに、当該申請に係る土砂埋立区域の周辺の住民に対し、規則で定める方法により、当該土砂埋立行為の概要を周知しなければならない。

（追加〔平成29年条例56号〕）

（許可の申請）

第7条 第3条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第5条第1項及び第2項の同意を得たことを証する書類その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 土砂埋立区域の所在及び面積
- (3) 現場事務所その他土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画及び位置
- (4) 排水施設その他の土砂の流出、崩落等の発生を防止するための施設の計画
- (5) 土砂埋立行為の完了時の土砂の数量及び土地の形状
- (6) 土砂埋立行為を行っている間における土砂の流出、崩落等の発生を防止するための措置
- (7) 土砂埋立行為を行う期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 第3条の許可を受けようとする土砂埋立行為が一時堆積行為である場合には、当該許可を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書に、第5条第1項及び第2項の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる事項

- (2) 最大堆積時の土砂の数量及び土地の形状
- (3) 土砂埋立行為に使用される土砂の搬入及び搬出の年間予定量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(一部改正〔平成29年条例56号〕)

(許可の基準等)

第8条 市長は、第3条の許可に係る申請が前条第1項の規定によるものである場合には、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1) 申請者及び当該申請に係る土砂埋立行為に係る工事を請け負う者（請負工事の下請負人を含む。第25条第2項第3号において同じ。）が当該工事を行うために必要な能力を有し、かつ、次のアからコまでのいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（第32条の3第7項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第26条第3項（第27条において準用する場合を含む。）、第30条、第31条第1項又は第35条第3項に規定する必要な措置を講じない者

オ 第35条第1項（第2号及び第3号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る東広島市行政手続条例（平成10年東広島市条例第1号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は規則で定める使用人であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ 第31条第1項の規定により土砂埋立行為の停止を命じられ、その停止の期間が経過

しない者

キ 土砂埋立行為に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからキまでのいずれかに該当するもの

ケ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

(2) 第5条第1項及び第2項の同意を得ていること。

(3) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に次のアからエまでのいずれにも該当する者（以下「現場管理責任者」という。）を置くこと。

ア 土砂埋立行為を行う者又は土砂埋立行為に係る工事を請け負う者と直接的な雇用関係にあること。

イ 土木一式工事の施工管理に関する資格を有すること。

ウ 土砂埋立行為に係る工事及び土砂埋立行為を行っている期間において、その現場に常駐することができること。

エ 第1号アからコまでのいずれにも該当しないこと。

(4) 土砂埋立行為の事業計画が、規則で定める土砂埋立行為に係る一般的基準に適合するものであること。

(5) 土砂埋立行為が完了した場合において、当該土砂埋立行為に使用された土砂の堆積の構造が、土砂の流出、崩落等が発生するおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(6) 土砂埋立行為が行われている間において、土砂の流出、崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられること。

(7) 土砂埋立区域からの土砂の流出、崩落その他の災害の発生の防止、自然環境の保護、生活環境の保全等を図るために必要な措置（第20条において「災害等発生防止措置」という。）に係る工事を行うために必要な能力、社会的信用及び資力を有する者であつて、当該工事を確実に行うことができると認められるものとして規則で定めるもの（以下「保証人」という。）を立てていること。

(8) 第4条の規定による協議が調っていること。

(9) 第6条の規定による土砂埋立行為の概要に関する周知を行っていること。

(10) 次条第3項に規定する契約を締結していること。

2 市長は、第3条の許可に係る申請が前条第2項の規定によるものである場合には、前項の規定にかかわらず、当該申請が同項第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3 市長は、第3条の許可をしたときは、その旨を、申請者に通知しなければならない。

(一部改正〔平成29年条例13号・56号〕)

(保証金の預託等)

第9条 第3条の許可を受けようとする者は、当該許可を受ける日までに、土砂埋立行為の適正な実施並びに土砂埋立区域及びその周辺の地域における災害の発生の防止、自然環境の保護、生活環境の保全等を保証するための現金（以下「保証金」という。）を、市長と協議して定めた金融機関に定期預金により預け入れなければならない。ただし、次に掲げる土砂埋立行為については、この限りでない。

(1) 土砂埋立区域の面積が1,000平方メートル未満である土砂埋立行為

(2) 土砂埋立区域の面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満である土砂埋立行為のうち、農地の転用に係るものであって規則で定めるもの

2 保証金の額は、土砂埋立行為の完了の時における土砂の数量（土砂埋立行為が一時堆積行為である場合にあっては、土砂埋立行為の最大堆積時の土砂の数量）に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 第1項の規定により保証金を預け入れた者は、当該保証金に市を質権者とする質権を設定する契約を締結しなければならない。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(保証金の使途)

第10条 保証金は、第30条の規定による命令を受けた者が当該命令に係る措置を講じなかった場合において、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときに、市が緊急的に行う防災工事の経費その他必要な経費に充てるものとする。

2 前項の規定は、第26条第3項（第27条において準用する場合を含む。）又は第35条第3項の規定により土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命じた場合について準用する。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(許可の期間)

第11条 土砂埋立行為（一時堆積行為を除く。）の許可の期間は、6年を超えない範囲内

で規則で定める期間とする。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(許可の条件)

第12条 第3条の許可には、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(名義貸しの禁止)

第13条 第3条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、自己の名義をもって、他人に土砂埋立行為を行わせてはならない。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(標識の掲示)

第14条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂埋立行為（第22条第1項の規定により第7条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更の許可を受けた場合にあっては当該変更後のものをいい、土砂埋立行為に伴い土砂の流出、崩落等の発生を防止するための措置を講ずる場合にあっては当該措置を含む。以下この章及び第44条において同じ。）を行っている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 前項の標識を掲示した者は、当該標識に掲示した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該掲示した事項を書き換えなければならない。

3 第1項の標識を掲示した者は、第35条第1項の規定により許可を取り消されたとき、又は当該土砂埋立行為を完了し若しくは廃止したときは、速やかに当該標識を撤去しなければならない。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(土地の所有者への通知)

第15条 許可事業者は、当該許可を受けたときは、遅滞なく、当該土砂埋立行為を行う土地の所有者に対し、その旨及び当該許可の内容を書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、土砂埋立行為に着手した場合及び土砂埋立行為を完了した場合について準用する。この場合において、同項中「当該許可を受けた」とあるのはそれぞれ「土砂埋立行為に着手した」又は「土砂埋立行為を完了した」と、「その旨及び当該許可の内容」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(土砂埋立行為の着手の届出)

第16条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為に着手したときは、その日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(関係書類等の閲覧)

第17条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立行為を行っている間、当該土砂埋立行為に関し、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しで規則で定めるものを、当該土砂埋立区域の近隣の住民その他当該土砂埋立行為について利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(定期報告)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為に着手した日から6月ごとに区分した各期間（当該期間内に土砂埋立行為を廃止し、又は完了したときは、当該期間の初日から廃止又は完了の日までの間）ごとに、当該期間における土砂埋立行為の状況について、当該6月を経過した日（土砂埋立行為を廃止し、又は完了したときは、廃止又は完了の日）から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類及び図面を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号

(3) 土砂埋立区域の所在及び面積

(4) 報告に係る期間

(5) 前号の期間中に当該土砂埋立区域に搬入した土砂の数量

(6) 搬入元に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(追加〔平成29年条例56号〕)

(現場管理責任者の義務等)

第19条 現場管理責任者は、土砂埋立行為に伴う土砂の流出、崩落等の発生の防止に関し、規則で定める職務を誠実に行わなければならない。

2 土砂埋立行為に従事する者は、現場管理責任者が前項の職務を行うために必要であると認めて行う指示に従わなければならない。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(保証人の義務)

第20条 保証人は、土砂埋立行為を行う者が災害等発生防止措置を行わないときは、土砂

埋立行為を行う者に代わって、災害等発生防止措置を行わなければならない。

(追加〔平成２９年条例５６号〕)

(土砂埋立行為に係る土地所有者の義務)

第２１条 第５条第１項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為が行われている間、少なくとも６月に１回、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為の施工状況を確認しなければならない。

２ 第５条第１項の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第１５条第１項（次条第４項において準用する場合を含む。）の規定による通知の内容と明らかに異なる土砂埋立行為が行われていることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

３ 第５条第１項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為により土砂の流出、崩落等が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立行為を行う者に対し、当該土砂埋立行為の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(追加〔平成２９年条例５６号〕)

(変更の許可等)

第２２条 許可事業者は、第７条第１項各号又は第２項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

２ 許可事業者が、第３１条第１項第２号の規定による命令に従って当該許可に係る第７条第１項各号又は第２項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合は、前項の規定は、適用しない。

３ 第１項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項において準用する第５条第１項及び第２項の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(１) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(２) 変更の内容及びその理由

(３) 前２号に掲げるもののほか、規則で定める事項

４ 第４条から第６条まで及び第１５条第１項の規定は、第１項の変更について、第９条の規定は土砂埋立行為の内容の変更（埋め立てる土砂の数量を増加させるものに限り、軽微な変更として規則で定めるものを除く。）をしようする場合について、第８条及び第１２条の規定は第１項の許可について、それぞれ準用する。この場合において、第９条第２項中「土砂埋立行為の完了の時における土砂の数量」とあるのは、「直近の土砂埋立行為

又は土砂埋立行為の内容を変更した時点から増加する土砂の数量」と読み替えるものとする。

- 5 許可事業者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたとき、又は第2項の規定による変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、第5条第1項及び第2項（これらの規定を前項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得た土地の所有者及び当該土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に対し、当該変更の概要を通知しなければならない。

（一部改正〔平成29年条例56号〕）

（保証人の変更の許可）

第23条 許可事業者は、保証人を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 許可事業者は、保証人がなくなり、又は第8条第1項第7号に規定する要件に該当しなくなったときは、その日から30日以内に、同号に規定する要件を満たす者を選定し、前項の許可に係る申請を行わなければならない。

（追加〔平成29年条例56号〕）

（地位の承継）

第24条 許可事業者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る土砂埋立行為の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る土砂埋立行為を承継した法人は、当該許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出るとともに、第5条第1項及び第2項（これらの規定を第22条第4項及び次条第3項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得た土地の所有者及び当該土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に対し、当該事実を通知しなければならない。

- 3 第9条の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第1項中「を受けようとする」とあるのは「を受けた者の地位を承継した」と、「当該許可を受ける」とあるのは「第24条第2項の規定による届出を行う」と読み替えるものとする。

（追加〔平成29年条例56号〕）

（譲渡）

第25条 許可事業者から当該許可に係る土砂埋立行為の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項において準用する第5条第1項及び第2項の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 土砂埋立行為を行う者又は土砂埋立行為に係る工事を請け負う者が第8条第1項第1号クに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第5条及び第9条の規定は第1項の規定による譲受けについて、第8条（第1項第1号及び第2号に限る。）及び第12条の規定は第1項の許可について、それぞれ準用する。この場合において、第9条第1項中「を受けよう」とあるのは、「に係る土砂埋立行為に係る事業の全部を譲り受けよう」と読み替えるものとする。

4 第1項の許可を受けて土砂埋立行為の全部を譲り受けた者は、当該土砂埋立行為に係る許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

（追加〔平成29年条例56号〕）

（土砂埋立行為の完了）

第26条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為を完了したときは、その日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る土砂埋立行為が第3条の許可の内容及び第12条の規定により付された条件に適合しているかどうかの確認を行うものとする。

3 市長は、前項の確認を行った場合において、当該届出に係る土砂埋立行為について、土砂の流出、崩落等の発生を防止するための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（一部改正〔平成29年条例56号〕）

（土砂埋立行為の廃止）

第27条 前条の規定は、第3条の許可に係る土砂埋立行為の廃止について準用する。

（一部改正〔平成29年条例56号〕）

（質権設定契約の解除）

第28条 市長は、第26条第2項（前条において準用する場合を含む。）の確認の結果、土砂埋立行為が適正に完了し、又は廃止された状態であると認めるときは、第9条第3項に規定する契約を解除するものとする。

2 前項の規定は、第24条第2項の規定による届出又は第25条第1項の許可があった場合について準用する。

（追加〔平成29年条例56号〕）

（関係書類の保存）

第29条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為について、第26条第1項（第27条において準用する場合を含む。）の規定による届出をした日又は第35条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該土砂埋立行為に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

（追加〔平成29年条例56号〕）

（改善命令）

第30条 市長は、土砂埋立行為の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、土砂埋立行為を行った者又は当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請負人を含む。以下同じ。）に対し、相当の期限を定めて、土砂埋立行為の改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（追加〔平成29年条例56号〕）

（措置命令等）

第31条 市長は、土砂埋立行為を行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者又は当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者に対し、当該土砂埋立行為その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(1) 第3条又は第22条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為を行ったとき。

(2) 第12条の規定により付された許可の条件に違反して土砂埋立行為を行ったとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第3条又は第22条第1項の規定に違反して土砂埋立行為を行った者

(2) 第12条の規定により付された許可の条件に違反して土砂埋立行為を行った者

(3) 第26条第3項（第27条において準用する場合を含む。）の規定による命令に従わなかった者

(4) 第35条第3項の規定による命令に従わなかった者

- 3 市長は、前項の規定により公表しようとする場合は、その者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(一部改正〔平成29年条例56号〕)

(保証人への措置命令)

第32条 市長は、第22条第1項の許可を受けずに同項の変更に係る土砂埋立行為を行った者又は当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者に対し、第30条の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る措置を講じないときは、当該土砂埋立行為に係る保証人に対し、相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、土砂埋立行為を行った者又は当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者に対し、第30条の規定による命令（第3条の許可を受けずに行われた土砂埋立行為に係るものを除く。以下この項において同じ。）をした場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る措置を講じないときは、当該土砂埋立行為に係る保証人に対し、相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- 3 第1項の規定は、第26条第3項（第27条において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずるよう命ぜられた者が当該命令に係る措置を講じない場合について準用する。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(土地所有者等に対する指導)

第33条 市長は、土砂埋立行為が行われることにより土砂の流出、崩落等が発生するおそれがあると認めるときは、当該土砂埋立区域内の土地の所有者及び当該土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(追加〔平成29年条例56号〕)

(土地の所有者への措置命令)

第34条 市長は、第32条の規定により必要な措置を講ずべきことを命じた場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立行為に係る土地の所有者が次の各号のいずれかに該当するときに限り、当該土地の所有者に対し、相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- (1) 第21条第1項の規定による確認を怠ったとき（当該確認を行うべき時期において、第15条第1項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知の

内容と明らかに異なる土砂埋立行為が行われていた場合に限る。) 。

(2) 第 2 1 条第 2 項の規定による報告を怠ったとき。

(追加〔平成 2 9 年条例 5 6 号〕)

(許可の取消し等)

第 3 5 条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第 3 条、第 2 2 条第 1 項又は第 2 5 条第 1 項の許可を受けたとき。

(2) 第 3 条の許可を受けた日から起算して 3 年を経過した日までに当該土砂埋立行為に着手しないとき。

(3) 第 3 条の許可に係る土砂埋立行為に着手した日後 1 年以上引き続き当該土砂埋立行為を行わないとき。

(4) 第 8 条第 1 項第 1 号アからコまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(5) 第 1 2 条の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(6) 第 1 3 条の規定に違反したとき。

(7) 第 2 2 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(8) 第 2 4 条第 1 項の規定により許可事業者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第 8 条第 1 項第 1 号アからコまでのいずれかに該当するとき。

2 市長は、第 2 2 条第 1 項の許可を受けた者が当該許可を受けた日から起算して 3 年以内に当該許可に係る変更に着手せず、又は当該許可に係る変更に着手した日後 1 年以上引き続き当該変更を中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。

3 市長は、前 2 項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可の取消しに係る土砂埋立行為について、土砂の流出、崩落等の発生を防止するための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該許可の取消しを受けた者に対し、相当の期限を定めて土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(一部改正〔平成 2 9 年条例 5 6 号〕)

第 3 章 土砂搬入禁止区域

(土砂搬入禁止区域の指定)

第 3 6 条 市長は、土砂埋立区域（第 3 条に規定する土砂埋立行為に係るものに限る。第 4 0 条第 1 項において同じ。）及びその周辺の土地の区域（以下この項及び次項において「土砂埋立区域等」という。）において土砂埋立行為を継続することにより人の生命、身体又

は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土砂埋立区域等を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の期間が満了する場合において、指定の事由が消滅していないと認めるときは、土砂埋立区域等を再び土砂搬入禁止区域として指定することができる。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。

5 市長は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合は、当該職員に、他人の土地に立ち入らせ、測量させ、又は調査させることができる。

6 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該職員に、他人の土地に立ち入らせ、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7 前2項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を周知させるために必要な措置を講ずるものとする。

（一部改正〔平成29年条例56号〕）

（土砂の搬入の禁止）

第37条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定に違反して土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとする場合は、当該土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

（一部改正〔平成29年条例56号〕）

（土砂搬入禁止区域の解除）

第38条 市長は、土砂搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第36条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

（一部改正〔平成29年条例56号〕）

第4章 雑則

(報告の徴収)

第39条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂埋立行為を行った者又は当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者に対し、相当の期限を定めて、必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(一部改正〔平成29年条例56号〕)

(立入検査)

第40条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂埋立行為を行った者又は土砂埋立行為に係る工事を請け負った者の事務所、土砂埋立区域その他その業務を行う場所に立ち入らせ、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は検査のために必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

2 第36条第7項の規定は、前項の職員について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(一部改正〔平成29年条例56号〕)

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成29年条例56号〕)

第5章 罰則

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条又は第22条第1項の規定に違反して土砂埋立行為を行った者

(2) 第31条第1項第1号の規定による命令に違反した者

(3) 第32条第1項の規定による命令に違反した者

(一部改正〔平成29年条例56号〕)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第26条第3項(第27条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(2) 第31条第1項第2号又は第35条第3項の規定による命令に違反した者

(3) 第32条第2項の規定による命令に違反した者

(4) 第32条第3項において準用する同条第1項の規定による命令に違反した者

(5) 第37条第1項の規定に違反して土砂を搬入した者

(一部改正〔平成29年条例56号〕)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項の規定に違反して標識を掲示せずに土砂埋立行為を行った者

(2) 第18条又は第39条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第40条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者

(一部改正〔平成29年条例56号〕)

第45条 第24条第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔平成29年条例56号〕)

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第42条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(一部改正〔平成29年条例56号〕)

第47条 偽りの申請により第23条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による申請を行わなかった者は、1万円以下の過料に処する。

(追加〔平成29年条例56号〕)

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に土砂埋立行為を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間は、第3条の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条の許可に係る申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間についても、同様とする。

附 則 (平成29年2月28日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条中第6条第1項第1号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

(東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第2条の規定による改正後の東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例第9条の規定は、施行日以後にする土砂埋立行為、土砂埋立行為の変更又は土砂埋立行為の譲受けの許可の申請について適用する。

附 則（平成２９年１２月２６日条例第５６号）

- 1 この条例は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 改正後の東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第４条の規定による協議を開始する土砂埋立行為について適用し、施行日前に東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（平成２９年東広島市条例第４８号）による改正前の東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（平成２５年東広島市条例第３７号）第８条第１項の規定による協議を開始した土砂埋立行為（東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例及び東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例の一部を改正する条例（平成２９年東広島市条例第１３号）による改正前の東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例第３条の許可を受けた土砂埋立行為を含む。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。